

# 再診時にかかる 「選定療養費」に関する重要なお知らせ

## 令和元年8月から当院に新しい選定療養費が加わります。

現在、紹介状をお持ちでない初診の患者さんから、初診時選定療養費をご負担していただいておりますが、令和元年8月より国が定める再診時選定療養費を特定の患者さんにご負担していただくこととなりました。

当院を受診される際には、かかりつけ医などの紹介状をご持参いただきますようお願いいたします。

### 【再診時】

当院から他の医療機関へ紹介を行った患者さんが、引き続き当院への受診を自ら希望され、紹介状を持たずに当院を受診された場合には、新たに下記の金額をご負担していただくこととなります。

再診時選定療養費	令和元年8月1日から 2,700円（税込）
----------	--------------------------

上記につきましては、令和元年8月1日（木）からの取り扱いとさせていただきます。

皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、会計窓口の職員にお声掛けください。

### \*再診時にかかる選定療養費Q&A

#### ①再診時選定療養費は、どのような場合に支払うのですか？

当院診療科に受診されていた方で、当院の医師が他の病院・診療所・医院等を紹介したにもかかわらず、患者さんご自身の意思で、再度、当院診療科を受診した場合に対象となります。

#### ②再診時選定療養費は、毎回徴収されるのですか？

①の対象の患者さんは、その都度ご負担していただくこととなります。

#### ③当院通院中で外来担当医より他科受診を指示された場合でも再診時選定療養費を支払うのですか？

当院通院中で外来担当医より他科受診を指示された場合は該当しません。